愛知県特別職報酬等審議会資料

２０２６年１０月３０日

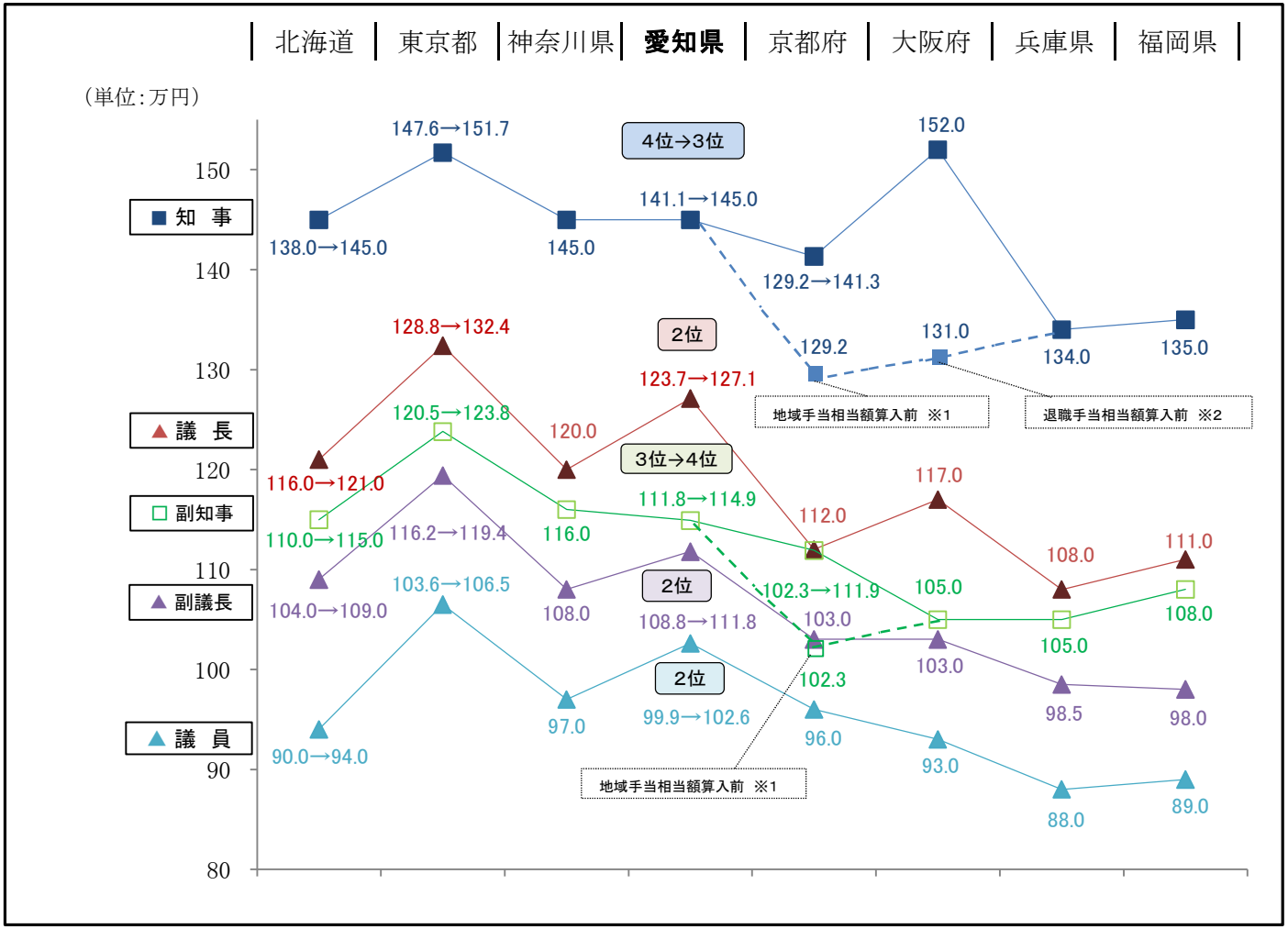
愛　　知　　県

目　　次

1	主要都道府県　特別職の報酬等の月額	1
2	主要都道府県　特別職の報酬等の年額	2
3	主要都道府県　特別職の報酬等の抑制措置	3
4	東海四県・名古屋市　特別職の報酬等	4
5	愛知県の県内総生産等、名古屋市の消費者物価指数及び主要財政指標の推移	5
6	愛知県　特別職の報酬等改定経過	6
7	愛知県　特別職の報酬等改定の考え方	7
参考	他の都道府県における改定指標等	8
参考	愛知県人事委員会　職員の給与等に関する報告及び勧告の概要	9

1　主要都道府県　特別職の報酬等の月額（2026年４月１日現在）

北海道、東京都、愛知県及び京都府が増額改定



※１　京都府知事の給料等について（2026年～）
地域手当を廃止し、2026年度から給料と一元化して支給するよう給料の額を引き上げた。

※２　大阪府知事の給料について（2016年～）
退職手当を廃止し、廃止前の一任期（４年）分の額を１か月相当に割り戻して給料の額に算入するとともに、過去の累積改定率を参考にして、2016年度から給料の額を引き上げた。

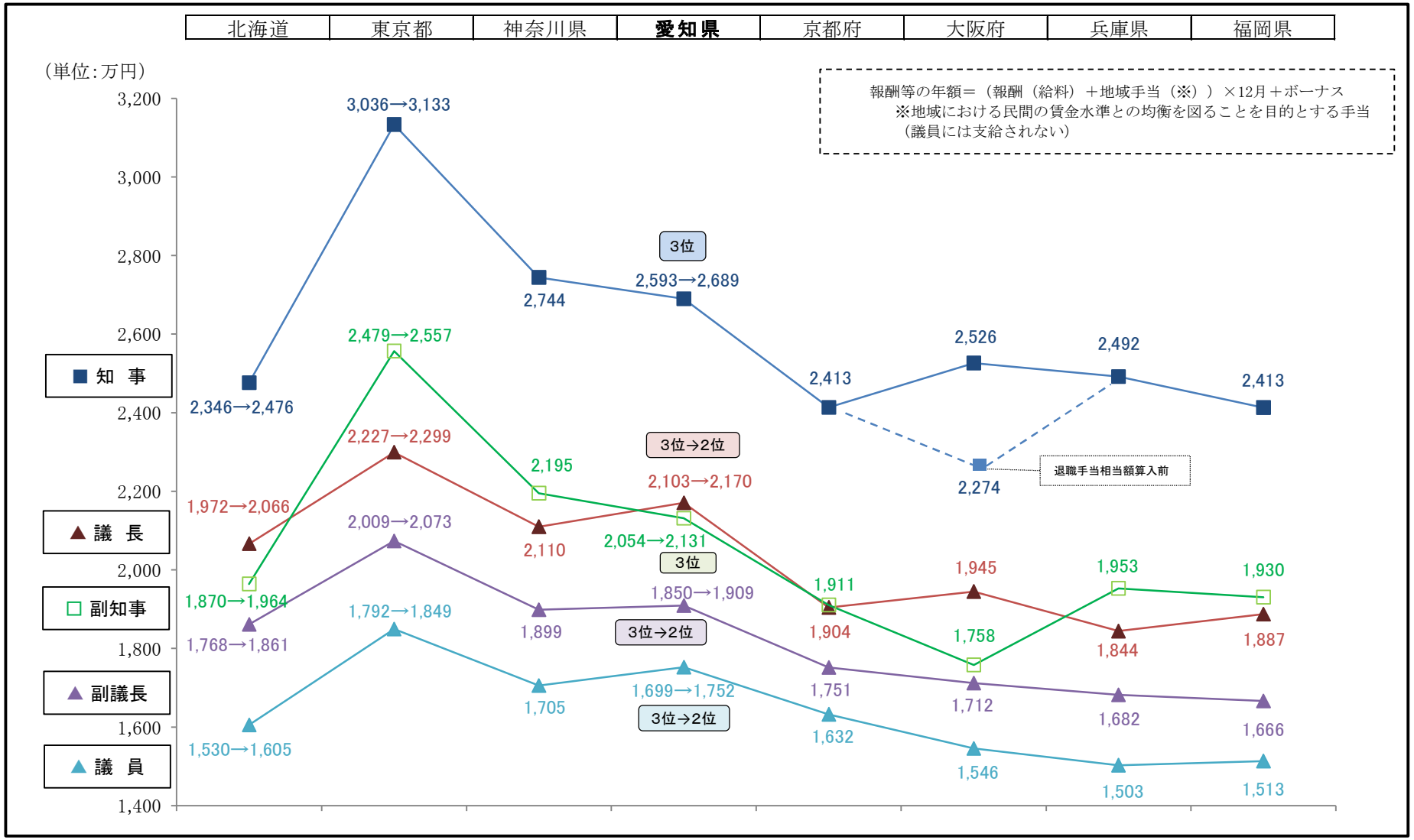
改定年月日（知事）		2026.4までの経過年月数
北海道	2026.4.1 (R8)	0年0月
東京都	2026.4.1 (R8)	0年0月
神奈川県	1995.12.1 (H7)	30年4月
愛知県	2026.1.1 (R8)	0年3月
京都府	2026.4.1 (R8)	0年0月
大阪府	2016.4.1 (H28)	10年0月
兵庫県	2013.4.1 (H25)	13年0月
福岡県	1993.4.1 (H5)	33年0月

＜参考＞　（単位：万円）

区　分	総理大臣	国務大臣	副大臣	大臣政務官	議　長	副 議 長	議　員
国	209.5	152.8	146.6	125.0	217.0	158.4	129.4

└国会議員が内閣総理大臣等の職を兼ねる場合は、当分の間、国会議員の歳費月額のみ支給。

２　主要都道府県　特別職の報酬等の年額（2026年４月１日現在）



＜参考＞　（単位：万円）

区　分	総　理　大　臣	国　務　大　臣	副　大　臣	大臣政務官	議　　長	副　議　長	議　　員
国	4,256	3,104	2,978	2,539	3,674	2,682	2,191

└国会議員が内閣総理大臣等の職を兼ねる場合は、当分の間、国会議員の歳費月額及び期末手当のみ支給。

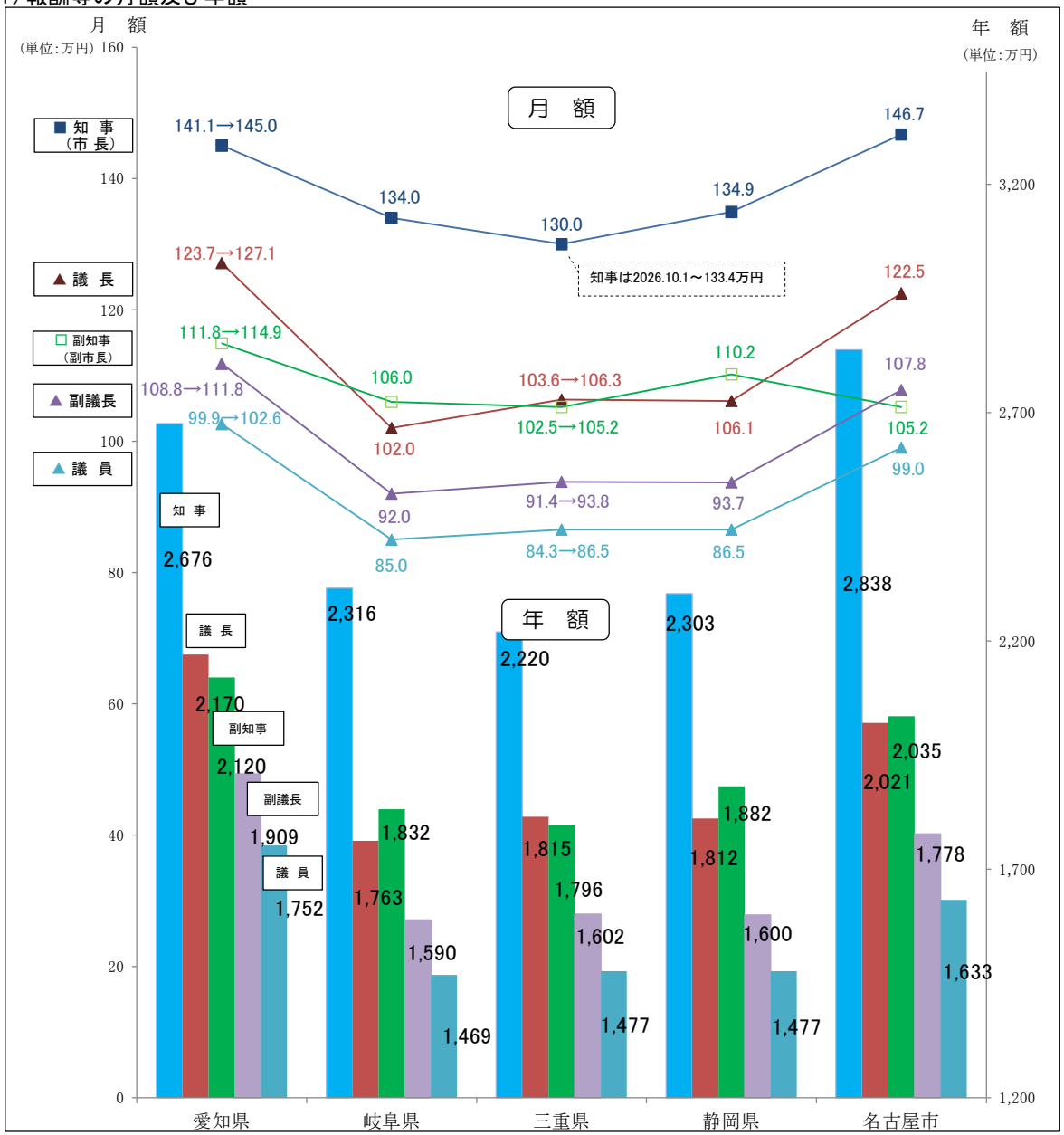
３　主要都道府県　特別職の報酬等の抑制措置（2026年4月1日現在）

区分	知事		副知事		議長・副議長・議員		一般職の抑制措置の状況				
							管理職			その他一般職	
	例月	ボーナス	例月	ボーナス	例月	ボーナス	例月	ボーナス	管理職手当	例月	ボーナス
北　海　道	△30%	△30%	△13%	△13%							
東　京　都	△50% ※	△50% ※									
神奈川県											
愛　知　県	△20%		△2%								
京　都　府	△8%	△8%	△4%	△4%			△2～1.5%				
大　阪　府	△30%	△30%	△8%	△10%	△30%						
兵　庫　県	△30%	△30%	△15%	△15%	議　長△7.4% 副議長△6.2% 議　員△4.5%						
福　岡　県											

※　東京都知事の抑制措置は、2026年７月末で終了

4　東海四県・名古屋市　特別職の報酬等（2026年4月1日現在）

(1) 報酬等の月額及び年額



(2) 過去の改定経過

改定年月日（知事・市長）		2026.4までの経過月数	過去の改定経過［前回改定からの経過年月数］
愛知県	2026.1.1（R8）	0年3月	2026(R8).1　［1年0月］ 2025(R7).1　［4年9月］
岐阜県	1994.12.1（H6）	31年4月	1994(H6).12　［3年0月］ 1991(H3).12　［3年0月］
三重県	2025.4.1（R7）	1年0月	2025(R7).4　［18年0月］ 2007(H19).4　［1年0月］
静岡県	2025.4.1（R7）	1年0月	2025(R7).4　［9年0月］ 2016(H28).4　［4年0月］
名古屋市	2025.4.1（R7）	1年0月	2025(R7).4　［15年0月］ 2010(H22).4　［3年0月］

(3) 抑制措置

区　分	知　事		副　知　事		議長・副議長・議員	
	例　月	ボーナス	例　月	ボーナス	例　月	ボーナス
愛　知　県	**△20%**		**△2%**			
岐　阜　県						
三　重　県						
静　岡　県	△10%		△7%			
	市　長		副　市　長			
名 古 屋 市	定額支給	定額支給			△15%	

≪名古屋市の市長給与の抑制措置について≫

「市長の給与の特例に関する条例」を制定し、条例本則の規定にかかわらず、次のとおり支給

①給料月額：50万円
②期末手当：6月期及び12月期ともに100万円
③地域手当：支給しない
④退職手当：支給しない

} 年額800万

５　愛知県の県内総生産等、名古屋市の消費者物価指数及び主要財政指標の推移

⑴　愛知県の県内総生産（名目）及び1人当たり県民所得

	2021年度		2022年度		2023年度	
	全国順位	金　　額	全国順位	金　　額	全国順位	金　　額
県内総生産（名目）	３位	40,677,403百万円	３位	43,065,266百万円	２位	46,091,073百万円
１人当たり県民所得	２位	361.0万円	２位	382.0万円	２位	415.0万円

注１　順位は、全都道府県中におけるものである。

２　１人当たり県民所得＝（雇用者報酬＋財産所得＋企業所得）÷都道府県人口【県民経済計算推計方法ガイドライン：内閣府】

⑵　消費者物価指数（総合・名古屋市）

年　月	2025年									2026年					
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月
前年同月比(%)	3.5	3.8	3.5	3.3	2.8	2.9	3.1	2.9	2.1	1.7	1.5	1.5	1.0	1.1	1.3

⑶　財政力指数

2024年度		2025年度		2026年度	
全国順位	指　　数	全国順位	指　　数	全国順位	指　　数
２位	0.88	２位	0.88	２位	0.89

⑷　実質公債費比率及び将来負担比率

	早期健全化基準	財政再生基準	2023年度	2024年度	2025年度
			比　　率	比　　率	比　　率
実質公債費比率	25%	35%	13.2%　(10.1%)	13.4%　(13.0%)	13.0%　(10.2%)
将来負担比率	400%		162.3%（148.7%）	152.0%（153.4%）	153.4%（139.2%）

2015年度（10年前）
比　　率
14.3%（12.7%）
197.3%（175.6%）

注　カッコ内は都道府県平均値

６　愛知県　特別職の報酬等改定経過（本来額）［1997(平成9)年度以降］

（単位：万円）

区分＼年度（改定日）	1997 (H9) (7/1)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15) (12/1)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18) ('07/1/1)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27) (4/1)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2) (4/1)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6) ('25/1/1)	2025 (R7) ('26/1/1)	2026 (R8)
知　事	154.0	→	→	→	→	→	150.9	→	→	140.3	→	→	→	→	→	→	→	→	135.4	→	→	→	→	137.9	→	→	→	141.1	145.0	
副知事	122.0	→	→	→	→	→	119.6	→	→	111.2	→	→	→	→	→	→	→	→	107.3	→	→	→	→	109.3	→	→	→	111.8	114.9	
議　長	125.0	→	→	→	→	→	122.5	→	→	120.9	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	123.7	127.1	
副議長	110.0	→	→	→	→	→	107.8	→	→	106.4	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	108.8	111.8	
議　員	101.0	→	→	→	→	→	99.0	→	→	97.7	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	99.9	102.6	
平均改定率	＋4.85%						▲2.00%			知事・副知事 ▲7.00% 議員 ▲1.30%									知事・副知事 ▲3.5%					知事 ＋1.85% 副知事 ＋1.86%				＋2.34%	＋2.79%	
前回改定からの経過年月数	4年3月						6年5月			3年1月									8年3月					5年0月				4年9月	1年	

7　愛知県　特別職の報酬等改定の考え方

（１）指定職給料表の改定状況

【現行の指定職給料表】

号給	給料月額(円)
1	753,000
2	812,000
3	872,000
4	955,000
5	1,029,000
6	1,103,000
7	1,180,000
8	1,253,000

平均改定率は、
２．２７％

【人事委員会が勧告した指定職給料表】

号給	給料月額(円)
1	771,000
2	832,000
3	892,000
4	976,000
5	1,052,000
6	1,127,000
7	1,207,000
8	1,281,000

≪地域手当の引上げによる改定率への影響について≫
人事委員会の試算によると、地域手当の引上げ（８．５％→９．３％）を行わなかった場合の指定職給料表の平均改定率は３．０２％となる。
そのため、地域手当の引上げによる改定率への影響は、３．０２％から実際の平均改定率（２．２７％）を引いた０．７５％相当である。

（２）これまでの改定状況

項目＼年度		1997～2003 (H9～15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18) 給与構造改革 <2006.4.1>	2006 (H18) 給与改定	2007 2008 (H19・20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012～2014 (H24～26)	2015 (H27) 総合的見直し <2015.4.1>	2015 (H27) 給与改定	2016 (H28)	2017～2019 (H29～R1)	2020 (R2) 配分見直し <2020.4.1>	2020 (R2) 給与改定	2021 2022 (R3・4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026(R8) 給与改定 (配分見直しを含む)
指定職給料表	改定率（単年）	－	改定なし	△0.30%	△6.70%	改定なし	改定なし	△0.32%	1.05%	0.02% (H24.4実施)	改定なし	△3.5% 同率相当の地域手当を引上げ	0.08%	0.15%	改定なし	1.9% 同率相当の地域手当を引下げ	改定なし	改定なし	0.27%	1.08%	2.79%	2.27% ＋ 0.75%相当の地域手当を引上げ
	累積改定率（前回改定後）	累積 △1.71%	0	同上	[累積改定率] △0.30% [給与構造改革] △6.70%		0	同上	0.73%	0.75%	→	→	0.83%	0.98%	→	→	→	→	1.25%	2.34%	同上	同上
改定率	知事・副知事	△2.0%			△7.00%							知事・副知事 △3.5%				知事・副知事 1.9%				2.34%	2.79%	
	議員	△2.0%			△1.30%							－				－				2.34%	2.79%	
適用日		2003.12.1			2007.1.1							2015.4.1				2020.4.1				2025.1.1	2026.1.1	

【改定の基本的な考え方】

① 指定職給料表の改定率が累積で±２%程度に達した場合を改定の目安としている。

② 地域手当※を改定する際、①の累積改定率に関わらず、地域手当の改定による影響分を反映している。

※ 地域手当…地域ごとの民間賃金水準を職員給与に反映するため、給料月額等に支給割合を乗じて算出する手当（本県の支給割合は、本年の改定で８．５％⇒９．３％に引上げ）
特別職のうち、知事・副知事には支給されるが、議員には支給されない。

本年の指定職給料表の改定率は＋2.27%であり、改定の目安としている±２%を超えている。
さらに本年は、地域手当の引上げ改定により 0.75%相当の改定効果が生じることから、これを含めた改定率は＋3.02%となる。

（参考）他の都道府県における改定指標等（2026年８月調査）

（1）報酬等の改定の判断指標

改定の判断指標	都道府県数
1　一般職または指定職の毎年の改定率を指標としている	4
2　一般職または指定職の累積改定率を指標としている　**【愛知県】**	6
3　一般職の改定率や他の都道府県の改定状況、社会情勢等を総合的に勘案して判断している	37
①うち、「当該都道府県の一般職等の改定率の累積状況」を最も重視している都道府県	4
②うち、「他の都道府県や政令指定都市の改定状況」を最も重視している都道府県	8
③その他（複数の要素を総合的に勘案）	25

※各都道府県で、具体的な改定指標がある場合は改定指標を、諸情勢を総合的に勘案して判断している場合は最も重視している要素を調査

（2） 累積改定率を考慮している団体の状況

改定の指標	都道府県数	（1）の判断指標の区分		
		2	3①	3③
累積改定率５％程度	2	2		
累積改定率３％程度	1			1
累積改定率２％程度　**【愛知県】**	1	1		
累積改定率１．５％程度	1	1		
累積改定率１％程度	1	1		
累積改定率を乗じた結果、２万円以上の変動となる場合	1		1	
累積改定率を乗じた結果、１万円以上の変動となる場合	2	1		1

＜参考＞　特別職の報酬等にかかる国の通知（要旨）

○地方公務員の給与制度の改正について（昭和36年2月11日自治事務次官通知）

・特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行うこと。
　ア　国家公務員の特別職の給与改定
　イ　各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯
　ウ　各地方公共団体の一般職の職員の給与改定の取扱い
　エ　他の地方公共団体との均衡

○特別職の報酬等について（昭和48年12月10日自治省行政局公務員部長通知）

・一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。
・特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものである。
・したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意すること。

2026年10月６日
愛知県人事委員会

令和８年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

ポイント

５年連続で月例給、ボーナスともに引上げ

①　民間給与との較差（12,481円、3.09%）解消のため、全ての職員を対象に給料を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引上げ
※初任給の引上げ額：大卒・高卒ともに約10,500円（地域手当含む）
※３%を超える較差は２年連続

②　期末・勤勉手当（ボーナス）を0.05月分引上げ（4.65月→4.70月）

１　人事委員会勧告制度の基本的な考え方

本委員会は地方公務員法に基づき、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、民間事業所の従業員の状況、国及び他の地方公共団体の職員の状況等を考慮した上で、労働基本権制約の代償措置として、職員の給与等に関し報告及び勧告を実施している。

２　職員給与の改定等

⑴　民間給与との較差に基づく改定

ア　職員給与と民間給与との比較

企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所3,597事業所から479事業所を無作為に抽出して調査

（ア）月例給

民間と公務の本年４月分の給与について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

民間給与 A	職員給与 B （行政職 平均年齢40.7歳）	較差 A－B
416,578円	404,097円	12,481円（3.09%）

（イ）特別給（ボーナス）

昨年８月から本年７月までの直近１年間の民間の支給実績（支給月数）と公務の年間の平均支給月数を比較

民間の支給月数 A	職員の支給月数 B	較差 A－B
4.72月	4.65月	0.07月

イ　給与改定の内容

（ア）月例給

a　給料表

全ての職員を対象に給料月額の引上げ改定を行う（令和８年４月１日に遡及して実施）。

b　地域手当

国や他の都道府県の支給状況との均衡を図るため、県内の公署に勤務する職員の地域手当の支給割合（現行8.5%）を引き上げ、9.3%に改定する（令和８年４月１日に遡及して実施）。

c　初任給調整手当

医師等に対する第一種初任給調整手当について、人事院勧告の内容を考慮して改定する（令和８年４月１日に遡及して実施）。

（イ）期末・勤勉手当（ボーナス）

支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数が６月期及び12月期で均等になるよう定める（令和８年６月１日に遡及して実施）。

（一般職員の場合の支給月数）

	６月期	１２月期
期末手当	**1.275月**（現行1.2625月）	**1.275月**（現行1.2625月）
勤勉手当	**1.075月**（現行1.0625月）	**1.075月**（現行1.0625月）

（ウ）宿日直手当

人事院勧告の内容を考慮して改定する（令和８年４月１日に遡及して実施）。

【参考】勧告どおり実施された場合の職員（行政職）の平均年間給与の増減

現行 A	改定後 B	差 B－A
675.4万円	698.6万円	**23.2万円** ※

※職員（行政職）の平均年間給与の増加額23.2万円は、平成11（1999）年以降の最高額

⑵　転勤に伴う経済的な負担の軽減等

ア　転居に関する手当

人事院は、転居を伴う転勤による職員の経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当の新設を勧告したところであり、本県においても、人事院の報告内容を踏まえ、本県の実情等を考慮した上で対応を検討する必要がある。

イ　広域異動手当

人事院は、広域的な異動に対する給与上のインセンティブを向上させる観点から、支給割合の引上げを勧告したところであり、本県においても、人事院の報告内容等を踏まえ、本県の実情等を考慮した上で、本手当の導入に向けた検討を進めていく必要がある。

ウ　特地勤務手当に準ずる手当

人事院は、へき地等の生活が不便な場所に所在する官署について、周辺の生活環境の状況にかかわらず本手当の支給対象となるよう指定基準を見直すこととしており、本県においても、人事院の報告内容を考慮して対応する必要がある。

⑶　その他の課題

ア　職務・職責をより重視した新たな給与体系の実現

人事院は、職務・職責をより重視した新たな給与体系に関する措置の骨格を示し、令和９年夏にその具体的な内容を報告することとしており、引き続き国の動向を注視する必要がある。

イ　教員給与の取扱い

高度専門職にふさわしい処遇等の実現に向けた教員給与の在り方等について、引き続き、文部科学省や他の地方公共団体の動向等を考慮して検討を進めていく必要がある。

3　公務員人事管理に関する報告

⑴　人材の確保・育成について

ア　人材の確保

多様で有為な人材を確保していくためには、試験制度の不断の検証や更なる見直しを図るとともに、多様な手段を用いた情報発信などの取組を充実させ、より多くの受験者の確保に努める必要がある。

イ　人材の育成

県政の諸課題に的確に対応するためには、職員一人一人が専門能力を高めながら更なる能力開発を図るとともに、「愛知県人材育成基本方針」等に基づき、組織全体として「人づくり」に向けた取組を推進していく必要がある。

ウ　能力・実績に基づく人事管理の推進

組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績に基づいた人事管理を行うことが重要であり、人事評価制度を積極的に活用し、引き続き適切な人事管理を推進していく必要がある。

エ　多様な人材の活躍促進

多様な人材の活躍は、組織の活力を維持・向上させる観点からも重要であり、女性職員の積極的な登用や民間経験等を有する者の採用、高齢期職員や障害のある職員等の活躍に向けた取組などを推進していく必要がある。

⑵　勤務環境の整備について

ア　総勤務時間の縮減

引き続き組織のトップがリーダーシップを発揮し、業務の効率化や意識改革に取り組む必要がある。教員の長時間労働の縮減については、愛知県教育委員会が本年２月に改定した「愛知県公立学校働き方改革ロードマップ」に基づく取組を着実に進めていく必要がある。

イ　多様で柔軟な働き方の推進

人事管理や公務運営への影響等の課題も認識しながら、引き続き取組を進めていく必要がある。人事院が勧告した無給休暇の新設について、本県においても導入を検討する必要がある。

ウ　仕事と生活の両立支援の拡充

１か月を超える育児休業等を取得した職員の業務をカバーした職員に対して、育休等カバー休暇を付与するとともに育休等カバー手当を措置する方針が示されたところである。引き続き仕事と生活の両立支援制度の一層の利用促進を図る必要がある。

エ　職員の健康保持

メンタルヘルス対策の一層の充実を図るとともに、高齢期職員の健康対策の充実を図ることも重要である。

オ　ハラスメントの防止

各種ハラスメントについては、防止に向けた取組に加え、発生時に迅速かつ適切な対応ができる職場づくりを進める必要がある。

⑶　公務員倫理の徹底について

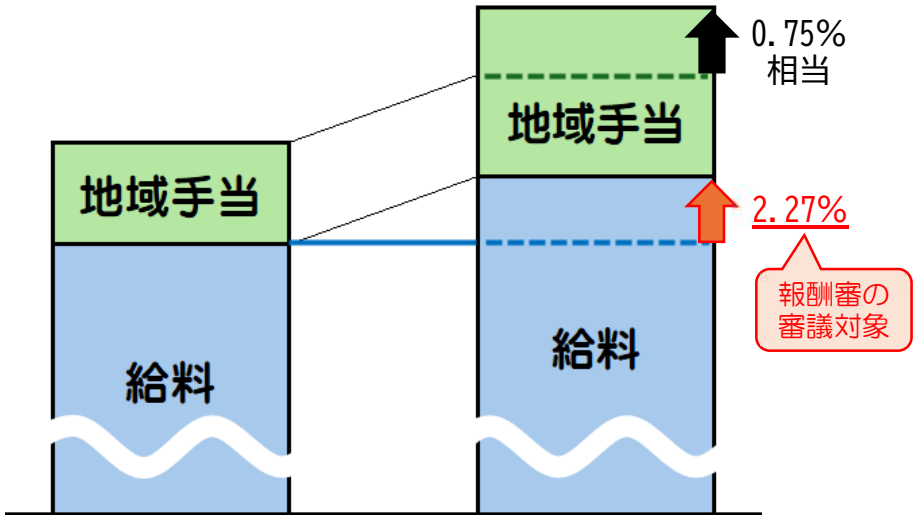
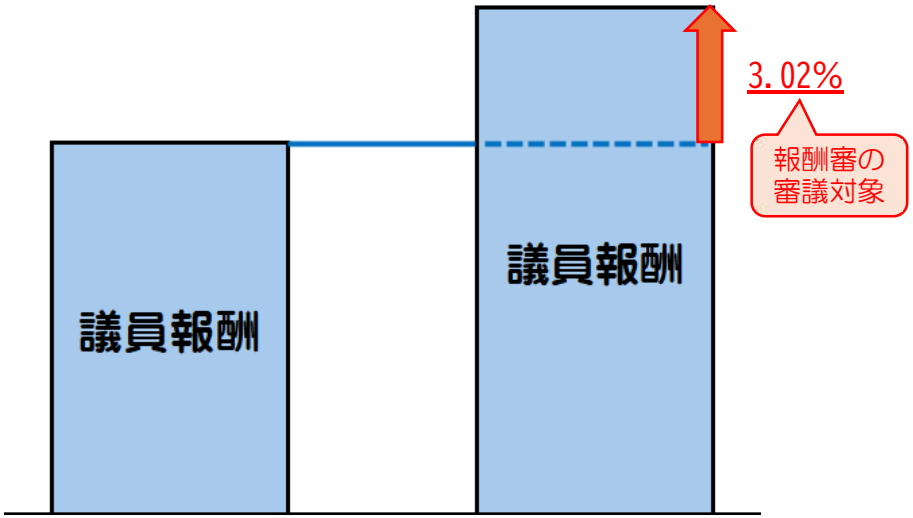
厳正な服務規律の確保を図るため、管理監督者のリーダーシップの下で、組織を挙げた取組が必要である。

報告及び勧告の本文・参考資料は、人事委員会事務局のＷｅｂページに掲載しています。

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinji-shinsa/kankoku.html

補足資料

知事・副知事と議員の改定率の違い（イメージ）

知事・副知事	議員
月例給として、給料のほか地域手当が支給されている。 地域手当＝給料月額×８．５％（改定後は９．３％）	月例給は議員報酬のみで、地域手当は支給されない。
	
給料を２．２７％引き上げることで、地域手当と合わせて３．０２％の引上げとなる。	議員報酬を３．０２％引き上げる。